

洞爺湖町監査委員 宮 崎 秀 雄 様  
洞爺湖町監査委員 鍛治川 忠 志 様

## 個別外部監査報告書

## 目 次

1 . 個別外部監査の概要 . . . . .	1
2 . 洞爺湖町における収支実績 . . . . .	2
3 . 洞爺湖町における財政健全化指標の実態 . . . . .	5
4 . 財政健全化判断指標に関する監査結果 . . . . .	6
5 . 健全化計画に関する監査結果 . . . . .	13
6 . 総合所見 . . . . .	18

## 1 . 個別外部監査の概要

### ( 1 ) 外部監査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条の規定により、読み替えて準用する地方自治法第 252 条の 41 第 1 項に基づく個別外部監査

### ( 2 ) 外部監査のテーマ

実質公債費比率が 25%を超え「早期健全化団体」になった要因に関する監査  
町独自の財政健全化計画による財政構造改革の実効性についての監査

### ( 3 ) 外部監査の時期

平成 21 年 10 月 13 日から平成 21 年 12 月 8 日まで

### ( 4 ) 外部監査の内容

実質公債費比率が 25%を超え「早期健全化団体」になった要因に関する監査

- ・ 起債事業の中で大きなウェートを占める事業
- ・ 償還中の起債のうち、今後大規模修繕などの起債の予定の有無とその影響
- ・ 早期健全化基準を下回った後に予定されている大型事業の有無とその影響
- ・ 今後のリスク

町独自の財政健全化計画による財政構造改革の実効性についての監査

- ・ 改革項目の実行性についての検証
- ・ 目標額の積算根拠についての検証
- ・ 将来の収支状況についての検証

## 2. 洞爺湖町における収支実績

### (1) 3期比較収支実績

洞爺湖町における直近3期の収支実績は以下の通りになっている。

単位:千円

	平成18年度	構成比	平成19年度	構成比	平成20年度	構成比
<b>歳入</b>	<b>9,030,888</b>	<b>100.0%</b>	<b>8,672,559</b>	<b>100.0%</b>	<b>8,014,072</b>	<b>100.0%</b>
町税	1,203,413	13.3%	1,251,779	14.4%	1,226,336	15.3%
地方譲与税	164,475	1.8%	104,220	1.2%	89,899	1.1%
地方消費税交付金	118,509	1.3%	120,904	1.4%	116,755	1.5%
自動車取得税交付金	27,892	0.3%	31,837	0.4%	22,346	0.3%
地方特例交付金	20,082	0.2%	4,996	0.1%	9,300	0.1%
地方交付税	3,801,736	42.1%	3,901,875	45.0%	4,032,646	50.3%
分担金及び負担金	62,993	0.7%	64,681	0.7%	67,327	0.8%
使用料及び手数料	274,701	3.0%	285,674	3.3%	291,325	3.6%
国庫支出金	607,929	6.7%	405,895	4.7%	601,855	7.5%
道支出金	211,318	2.3%	319,251	3.7%	237,232	3.0%
繰入金	1,124,478	12.5%	1,036,289	11.9%	337,986	4.2%
町債	1,038,350	11.5%	713,810	8.2%	694,869	8.7%
その他	375,012	4.2%	431,348	5.0%	286,196	3.6%
(うち入湯税)	98,105	1.1%	107,094	1.2%	97,911	1.2%
<b>歳出</b>	<b>9,089,757</b>	<b>100.0%</b>	<b>8,629,967</b>	<b>100.0%</b>	<b>7,928,714</b>	<b>100.0%</b>
議会費	101,941	1.1%	69,972	0.8%	66,157	0.8%
総務費	1,218,916	13.4%	1,157,345	13.4%	640,625	8.1%
民生費	1,047,377	11.5%	1,142,191	13.2%	1,195,335	15.1%
衛生費	481,883	5.3%	475,383	5.5%	469,685	5.9%
農林水産業費	349,797	3.8%	164,264	1.9%	131,064	1.7%
商工費	549,232	6.0%	802,610	9.3%	498,102	6.3%
土木費	1,325,737	14.6%	847,249	9.8%	926,575	11.7%
消防費	421,295	4.6%	430,816	5.0%	400,819	5.1%
教育費	364,810	4.0%	352,987	4.1%	389,500	4.9%
公債費	1,683,757	18.5%	1,724,472	20.0%	1,779,763	22.4%
給与費	1,522,636	16.8%	1,454,170	16.9%	1,378,566	17.4%
災害復旧費	13,851	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
諸支出金	0	0.0%	0	0.0%	45,237	0.6%
その他	8,525	0.1%	8,508	0.1%	7,286	0.1%
(うち繰出金)	981,272	10.8%	1,003,394	11.6%	858,136	10.8%
(うち普通建設事業費)	1,755,661	19.3%	868,812	10.1%	777,289	9.8%
(うち単独事業費)	516,988	5.7%	223,788	2.6%	358,748	4.5%
<b>繰越金を除いた実質収支</b>	<b>-58,869</b>		<b>42,592</b>		<b>85,358</b>	
<b>基金積立・取崩を除いた実質収支</b>	<b>-533,270</b>		<b>50,818</b>		<b>132,044</b>	
基金残高	1,869,099		1,877,325		1,924,011	
基金積立額/取崩額(取崩しはマイナス)	-474,401		8,226		46,686	
地方債残高	16,919,409		16,203,247		15,392,553	
財産売却収入	37,227		133,314		8,327	
不納欠損	63,202		20,114		30,671	
収入未済額	247,513		258,065		265,688	
繰越明許	83,506		34,716		193,113	

歳入合計は繰越金除く

歳出合計は繰越明許を含む

歳入はこの3ヵ年で每期減少しているが、収入未済額はこの3期だけを見ても平成18年度247,513千円、平成19年度258,065千円、平成20年度265,688千円と每期増加し、歳入に占める割合は3.3%となっている。

主な収入未済額は下記の通りであるが、これらの回収を促進する必要がある。

単位：千円

未収項目	金額
町税	162,099
災害援護資金貸付	39,405
公営住宅家賃	31,868
ウタリ住宅資金貸付	13,881

歳入については、当該年度における実質収支を見るため、純繰越金は除いているが、表の通り、平成18年度は実質赤字だが、平成19年度、20年度については黒字となっている。

3期の推移を見ると、歳入は年々減少しているが、歳出の削減により黒字額は増加している。

しかし、公債費は每期増加し、平成20年度においては、歳出の22.4%を占める。

歳出合計に占める割合を項目別に見ると、公債費に次いで割合が高いのが、給与費で17.4%であり、以下、民生費15.1%、土木費11.7%となっている。

今後は、歳入増加は望めないため、いかにして歳出を抑制しつつ、住民サービスを継続していくかが最大のポイントとなる。

## (2) 類似団体との比較

洞爺湖町における一人当たりの公債残高や総行政コストなどを類似団体（平成19年度）と比較すると以下の通りとなっている。

単位：千円

	洞爺湖町		類似団体 1
	平成19年度	平成20年度	平成19年度
人口	10,869	10,682	
住民一人当たり公債残高	1,556	1,441	443
住民一人当たり総行政コスト 2	516	760	478
住民一人当たり人件費	147	129	87
住民一人当たり普通建設事業費(単独)	47	34	37

1 類似団体の数値は平成19年度決算

2 行政コストは歳出から公債元金償還、積立金、普通建設事業費、を除いて計算。

出所：北海道 平成19年度財政状況 類似団体比較カード

住民一人当たりの公債残高は、類似団体と比較すると際立って多くなっている。この要因としては、有珠山噴火災害に伴う災害復旧・復興事業や農業研修センター、キャンプ場等の施設整備によるものが挙げられる。

住民 1 人当たりの行政コスト（歳出から公債費元金償還、積立金、普通建設事業費を除いた金額を住民数で除したもの）は 760 千円と、類似団体の 478 千円と比較すると高い。平成 20 年度においては洞爺湖サミットによる臨時的経費があったことにより、比較して判断はできないが、今後は、特定要因は考慮すべきであるが類似団体並みの水準とすることを目標にすべきである。

普通建設事業費においては、平成 19 年度においては 47 千円であり、また類似団体（平成 19 年度）と比較しても削減努力が認められる。

住民一人当たりの人件費においては類似団体と比較すると高い水準にあるが、職員給与の削減計画を作成し、類似団体の水準に近づけるように努力している。

しかし、職員及び職員給与の削減や退職者の不補充だけでは、年代の空洞化を招くことになり、将来の自治体運営を考慮すると決して望ましいことではない。

よって、定員適正化計画（平成 21 年 9 月）の今後の退職者数、新規採用数の計画にある通り、職員の適正水準を目標にしつつも新規採用を行っていくことは、将来の自治体運営のためにも必要である。

### 3 . 洞爺湖町における財政健全化指標の実態

平成 19 年 6 月より地方公共団体の財政の健全化に関する法律( 財政健全化法 ) が施行され、地方公共団体の健全性を示す比率 ( 財政健全化判断比率 ) と公営企業における資金不足比率の基準を上回る団体は、平成 20 年度決算から財政健全化計画の作成が義務付けられている。

健全化判断比率には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 指標があり、公営企業に関しては会計ごとに「資金不足比率」を算定しなければならない。

なお、洞爺湖町における数値は以下の通りとなっている。

指標	平成 19 年度	平成 20 年度	早期健全化 基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	15%	20%
連結実質赤字比率	-	-	20%	30%
実質公債費比率	29.9%	29.8%	25%	35%
将来負担率	230.7%	240.3%	350%	-

将来負担比率には財政再生基準は示されていない

平成 20 年度決算においては、「実質公債費比率」が基準を上回っており、本監査ではこの項目について実施した。

#### 4 . 財政健全化判断指標に関する監査結果

##### ( 1 ) 実質公債費比率の計算式

実質公債費比率は、以下の項目にて計算する。

公債費充当一般財源等額（繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る部分を除く）

満期一括償還地方債の元金償還金に該当するもの

公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金

公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

一時借入金の利子

災害復旧費等に係る基準財政需要額

標準税収入額等

普通交付税額

臨時財政対策債発行可能額

事業補正により基準財政需要額に算入された公債費

事業補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る）

災害復旧費等に係る基準財政需要費（準元利償還金に係るものに限る）

密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金

密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）

地方財政法第5条の4第1項第2号の規定に基づき総務大臣が定める額（算入公債費の額 特別区のみ）

地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額（算入公債費の額 特別区のみ）

実質公債費比率 =	$\frac{\begin{matrix} + & + & + & + & + & - & - & - & - & - & - & - & - & - \\ + & + & - & - & - & - & - & - & - & - & - & - & - & - \end{matrix}}{\begin{matrix} + & + & - & - & - & - & - & - & - & - & - & - & - & - \end{matrix}}$
-----------	--

上記の計算式に基づき、3期分の決算書、地方財政状況調査表、市町村分地方交付税算定台帳、その他関係書類について監査した。

算定基礎となる関係書類より、上記計算に必要な数値を洗い出し、洞爺湖町にて算出した数値（総括表）との突合を行い、下記の一覧表にまとめた。

単位：千円

項目	年度								
	平成18年度		check	平成19年度		check	平成20年度		check
	総括表	算定根拠		総括表	算定根拠		総括表	算定根拠	
公債費充当一般財源等額	1,464,880	1,464,880	OK	1,530,652	1,530,652	OK	1,585,674	1,585,674	OK
満期一括償還地方債の元金償還金に相当するもの			-			-			-
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	494,080	494,080	OK	474,706	474,706	OK	464,532	464,532	OK
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金	159,538	159,538	OK	153,150	153,150	OK	152,973	152,973	OK
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	29,304	29,304	OK	35,086	35,086	OK	35,186	35,186	OK
一時借入金の利子	2,009	2,009	OK	2,921	2,921	OK	701	701	OK
災害復旧費等に係る基準財政需要額	570,115	570,115	OK	642,112	642,112	OK	683,306	683,306	OK
標準税収入額等	1,488,310	1,488,310	OK	1,459,176	1,459,176	OK	1,462,636	1,462,636	OK
普通交付税額	2,990,847	2,990,847	OK	3,082,903	3,082,903	OK	3,191,247	3,191,247	OK
臨時財政対策債発行可能額	238,502	238,502	OK	216,543	216,543	OK	202,829	202,829	OK
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	158,220	158,220	OK	118,635	118,635	OK	104,899	104,899	OK
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	220,475	220,475	OK	207,848	207,848	OK	191,952	191,952	OK
災害復旧費等に係る基準財政需要額	110,704	110,704	OK	115,418	115,418	OK	117,588	117,588	OK
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金			-			-			-
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	14,166	14,166	OK	14,523	14,523	OK	14,607	14,607	OK

洞爺湖町が算出した数値と、当方が算出した数値はすべて合致し、算出に相違がないことを確認した。（ 、 については該当なし）

また、これらの数値を基に実質公債費率を3期分計算し、以下の通り3年平均を算出した。

単位：千円、%

年度	計算式	総括表	算定根拠	Check
18年度	分子	1,076,131	1,076,131	
	分母	3,643,979	3,643,979	
	分子/分母	29.5	29.5	OK
19年度	分子	1,097,979	1,097,979	
	分母	3,660,086	3,660,086	
	分子/分母	30.0	30.0	OK
20年度	分子	1,126,714	1,126,714	
	分母	3,744,360	3,744,360	
	分子/分母	30.1	30.1	OK
3年平均		29.8	29.8	OK

上記計算の結果、洞爺湖町が算定した実質公債費比率と当方で算定した数値に相違がないことを確認した。

## (2) 実質公債費比率が基準を上回った要因

### 実質公債費比率に影響を及ぼした要素

実質公債費比率の計算において、分子にある、「公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る部分を除く)」「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」「一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金」などの金額に大きく左右される。

洞爺湖町においては、下記の通りこの3項目の数値が大きかったことが、実質公債費比率が基準を上回ってしまった要因の一つとなっている。

単位：千円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	1,464,880	1,530,652	1,585,674
	494,080	474,706	464,532
	159,538	153,150	152,973

## 年度別償還実績に関する分析

実質公債費比率が早期健全化基準である 25%を上回った要因としては、前述の通り、有珠山噴火に伴う災害復旧・復興事業や農業研修センター、キャンプ場等の施設整備によるものが挙げられる。

年度別に公債償還額を見ても、平成 10 年から平成 15 年にかけての起債分の金額が際立っている。

平成 12 年度から平成 13 年度に実施した災害復旧事業の償還額合計は 122,226 千円であり、公営住宅建設など関連事業を含めるとさらに大きな額となる。

平成 20 年度における償還額 15,000 千円以上の事業を見ると、中央公園整備事業 16,266 千円、ふれあい「四季の広場」整備事業 34,106 千円、健康センター建設事業 36,021 千円、簡易水道施設整備事業 18,014 千円、農業研修センター 61,332 千円、財田自然ふれあい公園整備事業 29,658 千円、庁舎建設事業 27,503 千円、洞爺・水の駅整備事業 21,335 千円、公営住宅建設事業（平成 15 年度）121,155 千円など、大型事業の償還がある。

単位:千円

借入年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	元金	利子	元利合計	元金	利子	元利合計	元金	利子	元利合計
昭和56年	40,442	2,227	42,669						0
昭和57年	5,836	779	6,615	6,269	345	6,614			0
昭和58年	8,420	1,779	10,199	9,028	1,171	10,199	9,681	518	10,199
昭和59年	10,708	3,185	13,893	11,477	2,416	13,893	12,302	2,156	14,458
昭和60年	11,710	3,825	15,535	12,428	3,107	15,535	13,190	2,345	15,535
昭和61年	21,295	6,007	27,302	17,957	4,942	22,899	18,900	3,999	22,899
昭和62年	9,657	2,784	12,441	10,126	2,315	12,441	7,371	1,862	9,233
昭和63年	7,063	1,835	8,898	7,409	1,488	8,897	7,773	1,124	8,897
平成1年	13,312	4,362	17,674	14,173	3,502	17,675	15,090	2,585	17,675
平成2年	4,999	3,126	8,125	5,285	2,791	8,076	5,590	2,436	8,026
平成3年	9,256	2,873	12,129	3,816	2,404	6,220	4,029	2,191	6,220
平成4年	29,572	8,037	37,609	30,516	6,660	37,176	15,986	5,423	21,409
平成5年	47,547	8,943	56,490	48,203	6,780	54,983	48,897	4,575	53,472
平成6年	93,920	13,877	107,797	46,888	10,697	57,585	47,857	8,830	56,687
平成7年	95,323	14,977	110,300	83,797	11,774	95,571	67,081	8,910	75,991
平成8年	95,522	14,819	110,341	80,124	12,468	92,592	65,883	10,541	76,424
平成9年	81,511	12,421	93,932	83,121	10,751	93,872	75,702	9,058	84,760
平成10年	106,608	12,988	119,596	108,471	11,078	119,549	105,677	9,128	114,805
平成11年	134,094	18,400	152,494	136,303	15,838	152,141	138,555	13,226	151,781
平成12年	158,518	16,218	174,736	161,303	14,202	175,505	155,220	12,144	167,364
平成13年	150,243	22,081	172,324	151,776	20,347	172,123	153,507	18,590	172,097
平成14年	187,587	26,432	214,019	198,023	24,678	222,701	199,247	22,748	221,995
平成15年	23,001	65,638	88,639	174,930	64,952	239,882	216,882	61,925	278,807
平成16年	26,684	20,245	46,929	28,333	19,978	48,311	120,573	19,396	139,969
平成17年	208	20,850	21,058	212	25,050	25,262	568	25,041	25,609
平成18年				0	11,843	11,843	0	17,429	17,429
平成19年						0	0	7,882	7,882
合計	1,332,594	306,481	1,639,075	1,429,968	291,577	1,721,545	1,505,561	274,062	1,779,623

計画期間中に償還が終了する事業

単位:千円

事業名	償還終了年度	元利合計
過疎対策事業	平成21年度	10,766
過疎対策事業(簡易水道施設整備外)		17,747
ふれあい「四季の広場」整備事業		17,820
とうや湖ぐるっと彫刻公園整備事業		3,450
ふれあい「四季の広場」整備事業		16,700
とうや湖ぐるっと彫刻公園整備事業	平成22年度	10,540
ふるさと歴史の広場整備事業		4,160
過疎対策事業		86,007
一般単独 臨時地方道整備事業(特定分)		9,681
地方総合整備事業(健康センター建設事業)		68,854
虹田小学校校舎建設事業	平成23年度	26,505
ふれあい「四季の広場」整備事業		15,975
とうや湖ぐるっと彫刻公園整備事業		7,800
過疎対策事業		60,011
災害復旧事業		183,027
一般単独 臨時地方道整備事業(特定分)	平成24年度	14,996
虹田小学校校舎建設事業		55,783
一般単独(地域総合整備事業)		32,224
青葉公営住宅建設事業		7,086
ふるさと歴史の広場整備事業		10,000
災害復旧事業	平成25年度	146,650
一般公共・財源対策(災害復旧)		38,744
過疎対策事業(洞爺湖村農業研修センター)		207,140
過疎対策事業(洞爺湖村農業研修センター外)		138,287
一般単独・臨時地方道整備事業		25,213
桜ヶ丘公営住宅建設事業	平成26年度	3,575
桜ヶ丘公営住宅建設事業		24,197
臨時地方道整備事業(柳川通り改良)		38,453
過疎対策事業		42,303
災害復旧事業		12,560
一般単独 臨時地方道整備事業(特定分)	平成27年度	23,442
一般単独(地域総合整備事業)		45,535
義務教育施設整備事業(洞中屋体外壁改修)		13,400
青葉公営住宅建設事業		17,331
駅前大通街路事業		3,908
過疎対策事業(財田自然ふれあい公園整備)	平成26年度	143,513
高砂通街路、駅前大通街路		12,511
過疎対策事業		131,710
一般単独・臨時地方道整備事業		9,537
義務教育施設整備事業		14,527
駅前大通街路事業	平成27年度	12,861
過疎対策事業		273,348
桜ヶ丘公営住宅建設事業		27,998
臨時地方道整備事業(地特分、旭町高砂線改)		13,263
一般公共・都市計画街路事業		12,529
豪雪対策事業	平成27年度	49,364
一般単独・豪雪対策(村道美沢線道路)		22,802
一般単独・豪雪対策(村道美沢4号線)		13,705
公立学校災害復旧工事		20,524
過疎対策事業(洞爺・水の駅整備外)		469,059

平成 27 年度までの計画期間において、償還が完了する主な事業は前頁の通りである。このうち、当該事業における大規模修繕に係る起債は予定していないことを確認した。

しかし、毎年 30,000 千円以上の修繕費が発生しており、施設の老朽化に伴い修繕費は増加することが予想される。併せて大規模修繕においても、計画を立てておく必要がある。

#### 健全化指標を下回った後に予定している大型事業について

平成 22 年度以降に予定している事業としては、補助事業として「洞爺水の駅周辺整備」(平成 18 年度～22 年度)、「入江・高砂貝塚保存整備」(平成 23 年度、平成 25 年度～29 年度)がある。

また、単独事業としては「漁港(大磯地区)整備」(平成 14 年度～25 年度)、「教員住宅年賦金」(平成 20 年度～29 年度)などがある。

このうち、洞爺湖町が健全化判断比率の早期健全化基準を下回る予定の平成 24 年度以降の事業を見ると、特に大きいのは「入江・高砂貝塚保存整備」の約 159,000 千円(うち補助金 117,000 千円、町費 42,000 千円)と、「漁港(大磯地区)整備」の 142,000 千円(単独事業 起債 113,100 千円、町費 28,900 千円)の合計 301,000 千円となっている。

平成 21 年 8 月に改訂した「公債費負担適正化計画」によると、実質公債費比率は平成 24 年度に早期健全化基準を下回る 23.9%、平成 27 年度には 17.7%とする計画となっている。

平成 21 年度から平成 24 年度までに償還が終了する起債の合計額は、1,556,571 千円であり、前述の 113,100 千円が増加し償還が始まっても、実質公債費比率が上昇することにはつながらない。

【実質公債費比率の将来推移】

単位：%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度	25.4	26.5	23.7	21.6	19.2	17.9	16.2
3ヵ年平均	29.8	28.5	27.3	25.2	23.9	21.5	19.5
	H18～20	H19～21	H20～22	H21～23	H22～24	H23～25	H24～26

#### 今後の健全化判断比率の早期健全化基準を上回るリスクについて

実質公債費比率は、起債を制限していけば自ずと低下する。

洞爺湖町は大掛かりな事業の多くは終了しているため、今後の事業を見直し、起債を抑制していくことで再び基準値を上回るリスクは回避できると判断できる。

しかし、建物の耐震化対策（4施設が該当し、うち3施設は学校）や、水道のうち石綿管の取替などの事業も想定されるため、楽観視はできない。

また、実施した施設整備事業については、今後の維持管理コストや経年劣化や老朽化による大規模修繕を想定しなければならないし、老朽化による立替が必要となった場合には、その施設等の必要性を十分検討しなければならない。

## 5 . 財政健全化計画案に関する実効性の分析

過去の事業に係る公債の償還が、現在の洞爺湖町の重荷となっているが、事業内容には問題が認められないことから住民サービス向上のための事業であったといえる。

しかし、今後は財政健全化計画案において下記のとおり、受益者負担を求めなければならないこととなっている。

実質公債費比率を基準未滿にするための対応策として、増収面では「町税・税外収入の確保（滞納整理の強化、減免・減額規定等の見直し）」「受益者負担の適正化」が挙げられている。また、節減面では、「議員定数の削減」「職員給与の削減」「職員数の削減」「普通建設事業費の抑制」等が挙げられている。それぞれの計算根拠については、すべて確認し妥当であると判断する。

### ( 1 ) 増収計画

単位:千円

健全化措置事項	行財政改革実施内容	効果額
町税・税外収入の確保	間伐財の売払い	2,000
	固定資産税の超過課税	84,000
	固定資産税の軽減措置の縮小	30,000
受益者負担の適正化	高齢者交通費助成事業の有料化	5,000
	高齢者入浴助成事業利用者負担の改正	13,000
	一般入浴助成事業の使用料の改正	7,000
	公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化	6,000
	保育料の改正	6,000
特別会計の経営健全化	国民健康保険税の不均一税率改正	66,000
平成21～平成27年 増収見込額合計		219,000

#### 町税・税外収入の確保

間伐財の売払い、固定資産税の超過課税（1.4% 1.5%）、固定資産税の軽減措置の縮小などが挙げられているが、併せて前述した収入未済額の回収を促進する方法も検討すべきである。

### 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化対策として、高齢者交通費助成事業の有料化、入浴助成事業利用者負担金の改正、一般入浴助成事業の使用料の改正、公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化、保育料の改正が挙げられている。

いずれの項目も、受益者負担の観点や現状の町の財政状況を考慮するに、実施しなければいけない事項と考える。

### 特別会計の経営健全化

町村合併後、統一ができていなかった国民健康保険税の不均一税率の改正により増収を図ることに加え、内部管理経費の削減により、国民健康保険特別会計の収支改善を行うとしているが、これに関しては十分実現可能であると判断できる。

また、公共下水道事業特別会計の赤字解消策として下水道料金の25年度からの改正が挙げられているが、早期実施も検討すべきである。

## (2) 節減計画

[平成21年度以降の節減計画]

単位:千円

健全化措置事項	行財政改革実施内容	効果額
特別職報酬の削減	特別職報酬15%削減(平成19年度より実施) 平成22～26年度30%削減	35,000
職員給与の削減	一般職等給与7.5～8.5%削減(平成19年度より実施) 平成22年～平成26年度まで現状の二倍程度の削減 職員数の削減(平成27年度までに34人削減)	387,000
普通建設事業費の抑制	住民生活に影響するもの、財政健全化を図る上で必要なもの以外の事業の抑制	60,000
遊休財産等の処分	行政目的以外の土地の積極的な売却	54,000
内部管理経費等の削減	旅費、消耗品、保守点検委託料の削減、事務用品の自前徹底等	12,000
補助金等の整理合理化	効果・受益などを検証し、ゼロベースでの見直し	18,000
公共施設の統廃合等	入浴施設「松の湯」の廃止及び給食センターの統合	60,000
特別会計の経営健全化	各特別会計の一般職給与削減	35,000
	国民健康保険会計の内部経費削減	12,000
平成21～平成27年 節減見込額合計		673,000

### 特別職報酬の削減・職員給与の削減

節減計画についてはかなり多岐にわたっているが、特に職員給与の削減については金額も過大であり、町としては健全化計画に真剣に取り組んできた結果であったことと推察する。

#### 普通建設事業費の抑制

普通建設事業費については、継続事業の他は、最低限必要である事業以外は実施しないことにしている。

普通建設事業費については計画期間終了後も、十分な検討の上実施すべきである。

#### 遊休財産等の処分

遊休資産の売却については、売却予定地の選定はされているが、売却予定価格の妥当性、売却可能性について再度検証を行うべきである。

#### 内部管理経費等の削減

旅費、消耗品、保守点検委託料の削減等が挙げられているが、事務用品の自前徹底に関しては、金額の削減効果だけではなく、全職員がこのような意識を持つことに影響することが評価できる。

#### 補助金等の整理合理化

特定の団体への補助金については、その意義や金額の妥当性についてゼロベースで考えていく必要がある。

#### 特別会計の料金改定などによる繰出金の抑制

下水道料金、国民健康保険税の改定により、一般会計からの繰出しを抑制する効果が高いと評価できる。

#### 公共施設の統廃合等

入浴施設「松の湯」の廃止、給食センターの統合が予定されているが、今後も町村合併により重複している施設機能の統廃合を検討していくべきである。

#### 特別会計の経営健全化

各特別会計の一般職給与削減、国民健康保険特別会計の内部経費削減が挙げられている。内部経費については同会計だけではなく、他の特別会計についても検討すべきである。

平成 21 年度以降の起債予定額は以下の表の通りであるが、その事業の必要性や事業額の適切性を再度検討すべきである。

平成21年度以降の起債予定額

単位:千円

年度	事業名	起債名	借入額	交付税措置
平成21年度	漁港整備事業	過疎	4,500	有
	洞爺水の駅周辺地区整備事業	過疎	14,300	有
	公共水道事業	過疎	18,500	有
		下水道	18,500	有
		平準化債	257,900	有
	臨時財政対策債	臨時債	314,790	有
	配水管布設整備事業	上水道	10,000	
小計		638,490		
平成22年度	漁港整備事業	過疎	138,100	有
	公共水道事業	過疎	3,700	有
		下水道	3,800	有
		平準化債	291,400	有
	簡易水道	過疎	6,700	有
		簡易水道	6,800	有
	臨時財政対策債	臨時債	171,000	有
配水管布設整備事業	上水道	90,000		
小計		711,500		
平成23年度	漁港整備事業	過疎	125,100	有
	公共水道事業	過疎	5,500	有
		下水道	5,500	有
		平準化債	286,800	有
	簡易水道	過疎	13,500	有
		簡易水道	13,500	有
	臨時財政対策債	臨時債	171,000	有
配水管布設整備事業	上水道	98,000		
小計		718,900		
平成24年度	漁港整備事業	過疎	105,300	有
	公共水道事業	過疎	3,500	有
		下水道	3,500	有
		平準化債	247,900	有
	簡易水道	過疎	13,500	有
		簡易水道	13,500	有
	臨時財政対策債	臨時債	171,000	有
配水管布設整備事業	上水道	98,000		
小計		656,200		
平成25年度	漁港整備事業	過疎	7,800	有
	公共水道事業	過疎	1,500	有
		下水道	1,500	有
		平準化債	232,600	有
	簡易水道	過疎	9,900	有
		簡易水道	9,900	有
	臨時財政対策債	臨時債	171,000	有
配水管布設整備事業	上水道	97,000		
小計		531,200		
平成26年度	公共水道事業	過疎	1,500	有
		下水道	1,500	有
		平準化債	209,900	有
	臨時財政対策債	臨時債	171,000	有
	配水管布設整備事業	上水道	43,800	
小計		427,700		
平成27年度	公共水道事業	過疎	1,500	有
		下水道	1,500	有
		平準化債	196,800	有
	臨時財政対策債	臨時債	171,000	有
	配水管布設整備事業	上水道	120,000	
小計		490,800		

### (3) 収支見通しに関する監査

単位：百万円

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	町税	1,203	1,193	1,185	1,207	1,200	1,151	1,162
	地方交付税	4,029	3,727	3,645	3,256	3,081	3,031	2,998
	普通交付税	3,339	3,107	3,095	2,781	2,681	2,631	2,598
	特別交付税	690	620	550	475	400	400	400
	地方譲与税	84	84	84	84	84	84	84
	地方消費税交付金	110	110	110	110	110	110	110
	小計	5,426	5,114	5,024	4,657	4,475	4,376	4,354
	分担金・負担金	34	35	36	36	36	36	36
	使用料・手数料	292	294	294	291	291	291	291
	国・道支出金	842	359	391	318	347	340	340
	繰入金	61	271	97	91	121	38	0
	町債	334	309	296	276	179	171	171
	その他	408	312	237	228	200	200	200
合計	7,397	6,694	6,375	5,897	5,649	5,452	5,392	
歳出	人件費	1,428	1,381	1,280	1,242	1,259	1,166	1,199
	扶助費	512	512	512	512	512	512	512
	公債費	1,807	1,752	1,644	1,510	1,373	1,312	1,270
	小計	3,747	3,645	3,436	3,264	3,144	2,990	2,981
	物件費	887	843	843	821	821	821	821
	補助費等	947	850	849	739	730	718	681
	繰出金	829	853	848	808	781	767	738
	普通建設事業費	749	422	321	191	103	86	86
	うち単独事業費	699	136	116	86	56	56	56
	その他	159	81	78	74	70	70	70
	合計	7,318	6,694	6,375	5,897	5,649	5,452	5,377
収支差額	79	0	0	0	0	0	15	
財政調整可能基金残高	712	479	414	369	294	294	297	

計画期間における収支見通しは上記の通りである。

各項目に基づいて計画されているため、大きな問題は見当たらず、実行計画に沿って進めていけば、予定通り平成24年度決算には基準を下回ることができる。

## 6 . 総合所見

洞爺湖町においては、過去の事業にかかる公債の償還が重なってしまい、実質公債費比率の基準を上回ってしまった。しかし、その事業内容は前述した理由により住民サービス向上のための事業であるといえる。

この解消に向けて、町が作成した健全化計画では、職員の削減及び職員に対する給与の大幅な削減を行っており、財政健全化計画に対し、町が真剣に取り組んだことと考える。

政権交代があり、さまざまな事業の削減・廃止が検討されている中、地方自治体に対する交付税や補助金が今後どのようなようになっていくかは予断を許さない状況であり、その成り行き如何ではさらに厳しい自治体経営を強いられることが予想される。

今回、洞爺湖町にて作成した財政健全化計画については、現状において十分実行可能な内容であることは今回検証したが、今後は新政権下の交付税や補助金の仕組みが明確になった場合、歳入が大きく変わってくることもあると考える。したがって、今後においては財政健全化計画について毎年、決定事項の実施徹底とその結果の検証をしていくべきである。

以上

平成 21 年 12 月 8 日

洞爺湖町 個別外部監査人  
松倉 一久